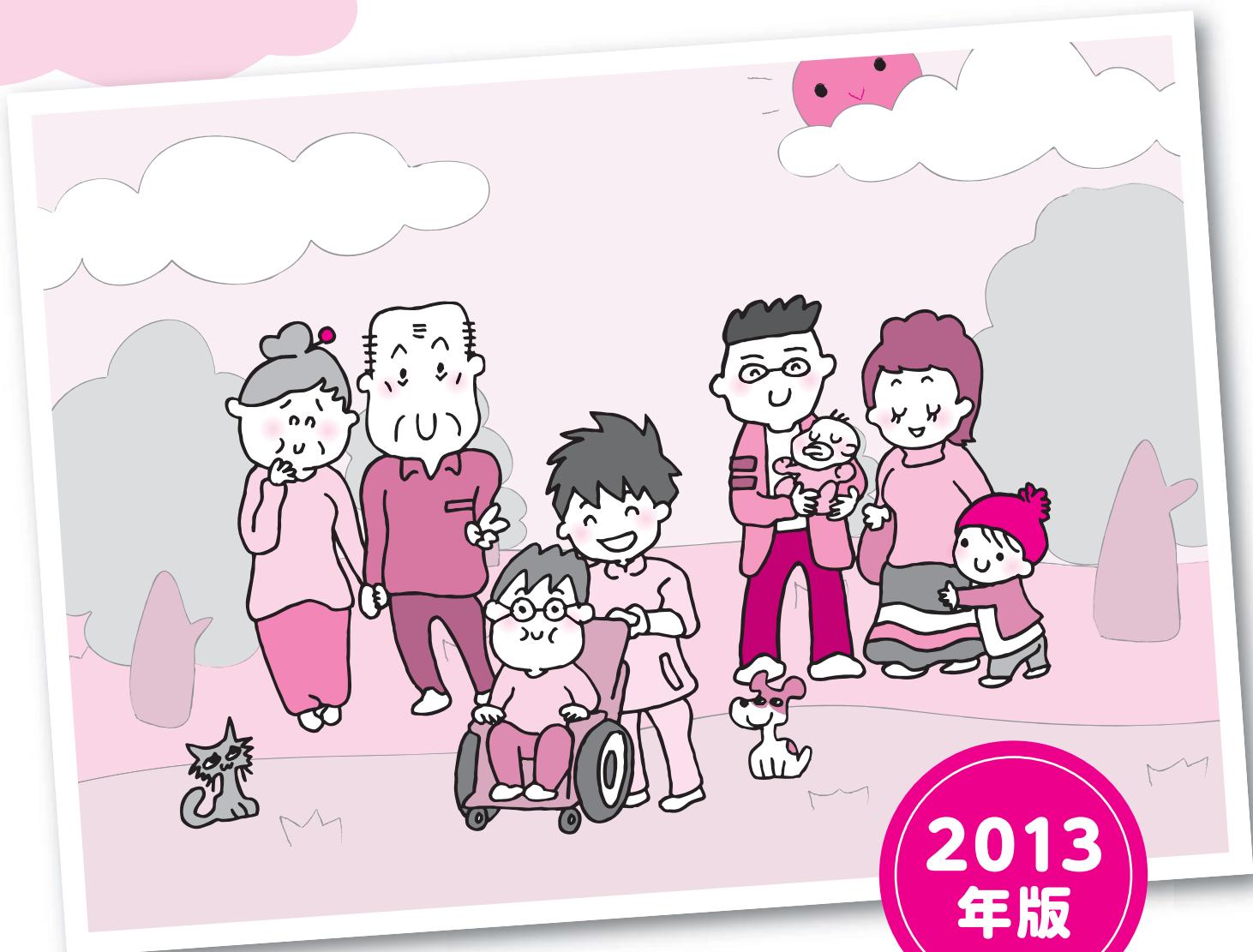


暮らしといのちと笑顔を守る 相談活動ハンドブック



2013
年版

もくじ

•活用して相談を広げよう！	2
•Q & A～雇用に関するギモン解決～	3
•労働者性の判断基準	5
•雇用保険の被保険者となったこと (被保険者でなくなったこと)の確認請求書	6
•雇用保険の基本手当	7
•知らないと損する年金制度	8
•障害者福祉制度について	9
•生活保護は権利です	10
•Q & A～生活保護申請ギモン解決～	15
•保護申請書	19
•都営住宅への入居	20
•収入と所得は違います	21
•所得が判定基準になる各種制度	22
•お金がなくて国保に入れない、 治療を受けられない	23
•無料・低額診療実施医療機関一覧	25
•国保制度の改善につながる政府の通達等	26
•介護が必要な時は	27
•DV・虐待被害にあった	29



相談活動ハンドブック

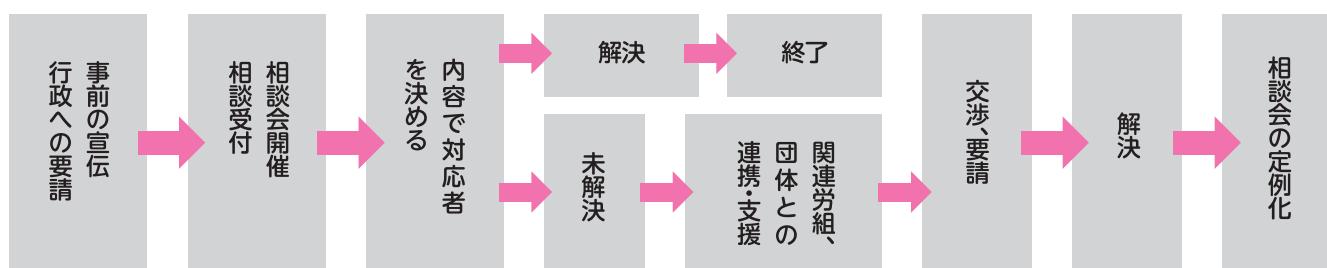
2013年版

相談会(派遣村)を成功させるために

- 1 相談に来た重みを大切に**
相談をしてよかったですと思ってもらえる対応を
- 2 相談者に安心感と信頼感を**
服装、曖昧でない言動、相談場所、相談内容の秘密保持
- 3 相談にかける時間は、30分から1時間程度で**
それ以上では繰り返しで集中力に欠く
- 4 できるだけ対応は複数で応じよう**
相手の状況に応じた相談員の配置
- 5 相談者の状況に応じた具体的支援も**
緊急の支援として、軽食や着替え、当面の宿泊費用などの援助も必要に応じて準備を
- 6 行政との事前打ち合わせや協力の要請を**
公園や施設の使用許可、福祉事務所の窓口対応などの要請を
- 7 相談員は「請負」にならないように**
相談者が自覚的に行動することを支援する立場で対応する。必要なら労働組合などへの加入をためらわずにすすめる



相談の流れ



今ある制度は、100%活用を！

負担増の嵐の中でも、「負担が軽減される制度」が埋もれています。しかし、その制度を利用するためには、制度を知っていることと申請することが必要です。今ある制度を学習・活用し、さらに制度を改善していく運動にご一緒に取り組みましょう。

このハンドブックは、相談会などで既存の制度を活用して、少しでも負担を軽減することを目的に発行しました。使えそうな制度があれば、このパンフレットを持って、すぐに申請窓口に出かけましょう！

Q&A

雇用に関するギモン解決

Q

解雇・雇い止めされた

A

すぐには同意をしないことです。自己退職などのサインはしないこと。解雇は合理的理由がないと、権利濫用で無効です。労働契約法第16条です。契約途中の打ち切りも同様です。また、解雇の理由書を請求できます。労働基準法第22条で、これをもらって解雇を認めたことにはなりません。

Q

解雇を認めてしまった場合も

A

すぐに取り消して、無効を主張しましょう。退寮を通知されても、「解雇に納得していないから、ここに住み続けます」と(根拠:借地借家法6ヶ月の猶予)。家賃はといわれたら、「給与から天引きを」と。解雇を認めた場合も、契約期間内の賃金相当額や、損害賠償の請求も可能です。

Q

残業代を含む賃金の不払いは

A

労働基準法第24条違反です。さかのぼって利息付きで請求できます。働いた記録を思い出して、書き出しておきましょう。

労働基準監督署へは、相談ではなく、法違反として申告ができます。

Q

労働条件の一方的不利益変更

A

労働者の合意無しの変更是無効です。労働契約法第3、8、9、10条。まずは「納得できないから」と言いましょう。賃金や退職金、身分の切り替え、労働時間の変更なども、勝手にはできないのです。

Q

倒産して賃金や退職金が未払いの場合

A

国の立て替え払い制度を使いましょう。1年以上の事業活動のあった企業で倒産に伴い退職し、退職日の6ヶ月前からの未払い賃金がある人。詳細は、労働基準監督署へ問い合わせてください。

賃金確保法の活用を

倒産による賃金未払いは「賃金の支払い等に関する法律」に基づき、退職日の6ヶ月前の日から立て替え払いの請求日までの未払いの「定期賃金」及び「退職手当」です。未払い額の80%が支払われます。注意したいのは「退職後6ヶ月以内」に会社が倒産したことや破産及び民事再生等法的手続きが行われることが必要です。請求の窓口は労働基準監督署です。

Q

有給休暇が無いと言われた

A

有給休暇は、労働者が取得日を指定して請求し、使用者はめったなことでは取得日の変更さえできません。取らせないと6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金です。

年間や週の勤務日数、勤務時間により有給休暇の日数が異なりますが、6ヶ月勤務すると権利が発生。週の労働時間が30時間以上なら、週5日以上勤務者と同じで10日間。毎年、日数が増え、翌年に持ちこせます。退職する人は、在職中に取得日を指定し、すべて取りましょう。派遣の人は、派遣元に請求し、いつでも取得できます。



Q 働く条件が示されない

A

とんでもないことで労働基準法第15条の違反です。ハローワークの紹介内容と違っていたら、是正をさせましょう。労働契約書や就業規則による文書・労働条件通知書の明示は使用者の義務ですし、労使の合意でのみ労働条件が決まり、また変更ができるのです。ただし、口頭でも労使が守っている場合は、法的な労働契約と見なされます。

パートでも雇用保険に該当します。

週20時間以上
1年以上
雇用



Q 雇用保険に入っているか分からぬ

A

ハローワークへ行って事情を話し、失業の認定を受け、雇用保険の被保険者であることを確認して雇用保険の給付を受けましょう。「雇用保険の被保険者となったこと(被保険者でなくなったこと)の確認請求(聴取)書」(6ページ参照)を活用します。(給与支払い明細書・雇用契約書・辞令・その他の証拠・資料があれば添付します)

雇用保険を掛けていなくても労働者であれば、遡り加入して給付を受けることができます。遡り加入の場合も保険料は同じです。(労働者負担分一般の事業で賃金の1000分の5、建設・農林水産業・清酒製造の事業では、1000分の6となります)

Q 事業主が雇用保険の手続きをしてくれない

A

事業主は労働者を一人でも雇っていれば労災保険と雇用保険(合わせて労働保険という)の加入手続きをする義務があります(一部業種で例外あり)。パートでも週の所定労働時間が20時間以上で1年以上雇用される見込みのある人は該当します。

使用者は雇用保険法第7条により、雇用する労働者が被保険者となったこと及び被保険者でなくなったことについて管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に届け出なければなりません。

雇用保険の遡り加入

雇用保険法が改正され平成22年10月1日からは、雇用保険料が給与から天引きされていたことの確認ができる場合には、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続きができるようになりました。

Q 仕事でケガや病気になったら

A

2年以内に、労災の申請をしましょう。医療費や休業補償が受けられます。労働者や家族の権利です。医師の診断書、傷病の発生状況書などと共に労働基準監督署へ。使用者責任があれば、損害賠償請求もできます。

Q 一人親方だから労災は受けられないとされた

A

一人親方という呼べ方だけで労災保険が使えないということはありません。「偽装された一人親方」、労働の実態を見れば労働者という場合もあります。労働者性の判断基準(5ページ参照)に照らし合わせて労働者であることが確認できれば、労災保険を使うことができます。

労働者性の判断基準

この基準は、労働基準監督署の給付の決定や裁判での判決にも用いられ、労働者であるかどうかの判断基準として使われています。

使用性 … 労働提供の形態が指揮監督下の労働であること

- ① 仕事の依頼への**諾否の自由**の有無(使用者の仕事の依頼、業務遂行の指示などに対し、労働者は、断る自由を持っていない)
- ② 業務遂行上の**指揮監督**の有無(業務の内容や遂行の方法について使用者の具体的な指示命令を受けているか)
- ③ 勤務時間、勤務の場所の**拘束性**の有無(勤務時間、勤務場所等が指定され管理されているか)
- ④ 他人による**代替性**の有無(本人に代わって他の者が労務を提供する事が認められているか否か、又、本人が自らの判断によって補助者を使うことが認められているか否かで指揮監督関係を否定する。労務提供の代替性が認められている場合には、指揮監督関係を否定する要素のひとつとなる)

賃金性 … 報酬が労務の対価として支払われていること

- ⑤ 報酬の**労務対償性**の強弱(時間で計算か、仕事完成への報酬か、欠勤控除はあるか、残業手当は出るか)

補強要素

- ⑥ **事業者性**の有無(高価な機械、器具の負担関係、同様の業務に従事している正規従業員に対して著しく報酬が高額な場合、事業者性が強まる)
- ⑦ **専属制**の程度(直接に「使用従属性」の有無を判断しないが、補強要素となる)
- ⑧ **公租公課**の負担等(報酬は、所得給与として源泉徴収を行っている。労働保険の適用対象。退職金制度、福利厚生を適用している。**使用者がその者を自らの労働者と認識している**)

雇用保険の被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の確認請求（聴取）書

被保険者番号	- - -	事業所番号	- - -
事業所の名称	事業主の氏名		
事業所の所在地			
事業所の雇用保険担当者	役職・係	氏名	
事業所の電話番号	()		
請求の趣旨			
請求の理由			
被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の事実及びその年月日	雇入日 離職日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
証拠の有無	証拠無・証拠有〔給与支払明細書・雇用契約書（雇入通知書）・辞令・その他〕		
※備考			

上記のとおり被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の確認を請求します。

平成 年 月 日

住 所
請求者 氏名 印
電話番号 ()
生年月日 昭和・平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

上記のとおり確認の請求を聴取した。

厚生労働事務官

平成 年 月 日 聽取者 官職 氏名 印

上記の聴取書を読み聞かせられたところ、私の陳述の趣旨と相違ない。

平成 年 月 日 請求者 氏名 印

注 意

- 請求者が被保険者となったことについて確認請求するときは、「（被保険者でなくなったこと）」の文字を抹消すること。
- 「被保険者番号」欄には、既に被保険者証の交付を受けている場合のみ、その被保険者証に記載されている保険者番号を記載すること。
- 「請求の趣旨」、「請求理由」及び「被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の事実及びその年月日」の欄に記載しきれないときは、「別紙」と記載し、別紙に記載してこの請求書に添付すること。
- 「証拠の有無」欄は、証拠のあるときは、「証拠有り」と記載し、別紙として添付すること。

雇用保険の基本手当

雇用保険の給付金額の限度

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。原則として離職した日の直前の6カ月に毎月決まって支払われた賃金(賞与などは除きます)の合計を180で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます)のおよそ50%~80%です。基本手当日額は年齢区分ごとにその限度額が定められています。

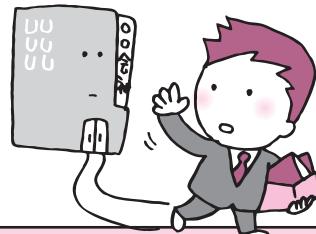
●年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の 上限額（円）	基本手当日額の 上限額（円）
29歳以下	12,810	6,405
30~44歳	14,230	7,115
45~59歳	15,660	7,830
60~64歳	14,940	6,723

●賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の 下限額（円）	基本手当日額の 下限額（円）
全年齢	2,310	1,848

平成25年8月1日現在



基本手当の所定給付日数

●一般受給資格者（自己都合により離職した方、および定年退職の方）

被保険者期間					
15歳以上65歳未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
	90日		120日	150日	

●特定受給者（会社都合、倒産、人員整理などにより離職を余儀なくされた方）

被保険者期間					
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

●就職困難者（障害者等の方）

被保険者期間					
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

Q

何年間保険料を納めると年金が受けられますか

A

年金加入期間による受給要件の原則は25年です。厚生年金、国民年金(サラリーマンの妻の期間(第3号被保険者)も含む)、共済年金、免除期間を合計した期間です。ポイントは免除期間も含むということです。

Q

生活が苦しくて保険料が払えない

A

家計が苦しくて年金保険料が払えないときは「申請免除」を活用しましょう。所得によって、「全額免除」と「一部納付免除」があります。一部免除には、「4分の1納付」、「2分の1納付」、「4分の3納付」があり、さらに「学生免除」、「若年者(30歳未満)納付猶予制度」もあります。ポイントは、いずれも免除期間が受給要件の期間になり、免除期間中に障害や死亡事故に遭っても年金が受けられる可能性があるということです。

Q

死亡したときの遺族年金はありますか

A

年金に加入中の人や年金を受給している人が私傷病・事故で亡くなったとき、遺族に対して要件に応じて支払われます。業務上の理由で亡くなった場合は労災が適用されます。

「保険料納付条件」があります。死亡前の保険料済期間と保険料免除期間との合算期間が、全加入期間の3分の2以上が必要です。ただし当分の間は(平成28年3月31日まで)、死亡前1年間、保険料をきちんと納めていれば受給できます。ここでも「免除申請」をして「免除期間」を確保しておくことが大切であることがわかります。

Q

国民年金保険料を10年前まで遡って払い込めるそうですが、年金はどの位増えるのでしょうか

A

年金保険料の納付漏れによる無年金者、低年金者を救済するため、未納の保険料を遡って納められる期間を3年間に限り、10年間に延長する法律で平成25年10月から払い込みが開始され、平成14年の10月以降分まで遡れます。過去10年間の一番古い未納期間から払い込む事になります。保険料は平成21年度以前は割増金がありますが、おおよそ月1万5千円弱で、10年間分では約180万円です。一度に払い込めない場合は3年の間に分割して収めることも出来ます。既に年金が貰える25年間以上払い込んでいる人の場合、10年間分払い込んで増える年金額は約20万円弱です。また、無年金者のうち10年間分払って25年の受給権を満たした場合の年金額は約49万円強です。

Q

離婚した時の妻の年金

A

「平成19年4月以降に離婚する場合、結婚していた期間分の夫妻の厚生年金の合計額について、二分の一を上限として分割出来る」と決まっています。なお分割される年金は報酬比例部分だけ、基礎年金は分割の対象になりません。

仮に夫の厚生年金が月額で135,000円、基礎年金65,000円、妻の厚生年金15,000円とした場合、夫婦の厚生年金の合計は150,000円です。分割できる最大は $15万 \div 2 = 75,000$ 円ですが、婚姻期間が対象ですので、実際にはこの額より少くなります。分割額は年金事務所で計算してくれます。

Q

年金繰り上げの注意点

A

昭和28年4月2日以降生まれの男性は比例報酬部分の支給が61歳からになり60歳定年後、年金支給まで無収入になります。(順次年齢が上がり最終的には65歳からになる)定まった支給開始より前に年金を受給する制度を繰り上げ受給といい、年金額は本来の受給開始から溯る毎月に0.5%減額されます。61歳受給を60歳から受け取る場合、 $0.5 \times 12 = 6\%$ 減額されます。これは報酬比例部分の減額で、定額部分(老齢基礎年金)は65歳から支給のため5年間の繰り上げとなり、基礎年金は30%の減額になります。この繰り上げはセットになっていて片方だけの繰り上げはできません。申請すれば60歳から年金が受け取れますが、年金の減額は一生続きます。また、繰り上げをしますと65歳前に何らかの事故・病気等で障害の状態になってしまっても障害年金の申請はできません。

障害者福祉制度について

心身に障害のある方に対して様々な福祉サービスがあります。これらを使うためには、いろいろな手続きを取る必要があります。詳細についてはお住まいの区市町村の障害者福祉の窓口にお問い合わせください。



手帳の取得

Q. 障害者手帳はどのようなものがありますか？

A. 身体障害者(児)の方には身体障害者手帳、知的障害者(児)には愛の手帳、精神障害者の方には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

Q. 取得する手続きは？

A. 身体障害者手帳は、福祉事務所、役所で申請します。15歳未満の方は、保護者が代わって申請できます。

愛の手帳は、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は心身障害者福祉センター、多摩地域は18歳以上の方は多摩支所。保護者が代わって申請できます。

精神障害者保健福祉手帳は、申請者の居住地(居住地を有しない時は、その現在地とします)を管轄する区市町村へ申請します。

* なお詳しいことについては各区市町村の障害者の担当課、または身体障害者手帳、愛の手帳は

東京都心身障害者福祉センター障害認定課 (TEL 03-3203-6141 月～金曜日 9:00～12:00／13:00～17:00)

精神障害者保健福祉手帳は東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課医療審査係 (TEL 03-3302-7871)

手当

手当には以下のようなものがあります。

心身障害者福祉手当 特別障害者手当 障害児童福祉手当
重度心身障害者手当 特別児童扶養手当 障害手当
難病患者福祉手当

支給要件

それぞれの手当については支給要件が違います。詳しい内容については各区市町村の障害者福祉の担当課におたずねください。

年金

障害者の年金について、以下の制度があります。支給要件等は窓口にお問い合わせください。(各区市町村の年金担当課又は年金事務所へ)

障害基礎年金

対象

障害の原因となった傷病の初診日が次のいずれかにあり、国民年金法で定める障害の状態にある方。(手帳の等級とは異なります)

- ①国民年金加入期間中
- ②加入していない60～65歳未満(ただし老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない場合)
- ③国民年金に加入する前(20歳以前)

支給要件

初診日の前日において、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①初診日の前々月までの保険料の納付期間(免除等を含む)が加入期間の3分の2以上であること。
- ②初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の納め忘れがないこと。

※対象③については上記の要件は問いませんが、本人の所得が限度額を超える時は、支給停止になります。

支給額

障害の状態程度により年金額が変わります。

障害厚生年金

対象

障害の原因となった傷病の初診日において厚生年金の被保険者であった方。

支給要件

障害基礎年金と同様な保険料の納付要件を満たしている方。

支給額

年金額または手当金の額は障害の程度により異なります。

生活保護は権利です

制度をきちんと
知って、正しく使おう

生活保護は、恥ずかしいことではないし、隠さなければいけないこともあります。資産や能力を活用しても、生活を維持できないとき、権利の行使として生活保護を利用できるのです。しかし、残念ながら、生活保護については、誤った情報がまことしやかに次々と流布されて、様々な偏見を生んでいます。こんな時だから生活保護のことをきちんと知って、正しく使いましょう。

憲法第25条は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障していて、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むことを国の責任としています。生存権を実現するための制度として制定されたのが生活保護法です。生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と謳っています。

生活保護法には生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し、遵守しなければならない原理が明記されています。

【憲法第25条】

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」
「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」



1 国家責任による最低生活保障の原理

生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものです。また、これは単に生活困窮者の最低限度の生活を保障するだけではなく、積極的に保護を受ける者の将来における自立の助長を図ることを目的としていることも規定しています。

2 保護請求権無差別平等の原理

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる(法第2条)と規定し、性別、社会的身分などはもとより、生活困窮に陥った原因はいっさい問わず、現に生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行うということにしています。

3 健康で文化的な最低生活保障の原理

この原理は、この制度で保障する最低生活の水準を規定したものです。この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない(法第3条)と、この制度によって保障される最低限度の生活水準の性格を規定しています。

4 保護の補足性の原理

補足性の原理は、国民の側において保護を受けるために守るべき最小限の要件を規定したものです。保護に要する経費は、国民の税金で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がそのもてる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなおかつ最低生活が営めない場合に、はじめて保護が行われるのであります。

生活保護は権利です

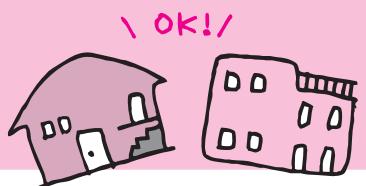
ホームレス状態を脱して自立しようと決意すれば
保護開始時に支給されるもの

(「1級地-1」(23区など)の基準額)

敷金等

279,200円まで

敷金・礼金・手数料・火災保険料・保証料等、住居のない人も敷金等の支給を受けて住居を確保することができます。



家賃

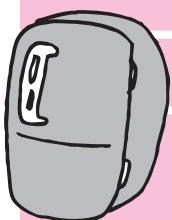
月 53,700円以下

臨時のビジネスホテル、簡易宿所等の場合も対象です。月途中での入居の場合、当月の日割り家賃の支給が受けられます。東京では、ホテル等の宿泊代とは別に、アパートの契約をする場合には住宅基準1カ月分を出してよい、との通知を出しています。これに対し、その後、厚生労働省が「宿泊代とアパート代とを合わせて1カ月分の住宅扶助基準内で」との課長通知を2009年3月に出しました。



家具什器費

24,900円以下： 真にやむを得ない場合は39,900円まで



炊事用具、食器、食卓、冷蔵庫等、ホームレス状態で家財道具が何もない場合には「真にやむを得ない場合」にあたります。

布団代

1組 16,900円



「保護開始時…において、現に使用する布団類が全くなれないか全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合」に支給されます。

被服費

「現に着用する被服が全くないか全く使用に堪えない状況にある」場合に認められます。



生活扶助費

41～59歳なら月額80,380円 / 11月～3月までは+3,040円

東京では以前から、居宅を確保する前の段階でも申請時からの生活扶助費を出す扱いとしています。2009年3月に厚生労働省から「申請時からの生活扶助費を第1類・第2類とも支給」するよう通知がだされました。

一時扶助として以下のようなものも支給されます

移送費

求職活動の交通費、転居の引越し代、施設利用のための交通費、断酒会の交通費等

技能修得費

生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする場合、等

就職にあたっての健康診断料・文書料

就職支度費

就職が決まった際に、就職のため直接必要とする洋服・履物等の購入をする場合

義務教育費用

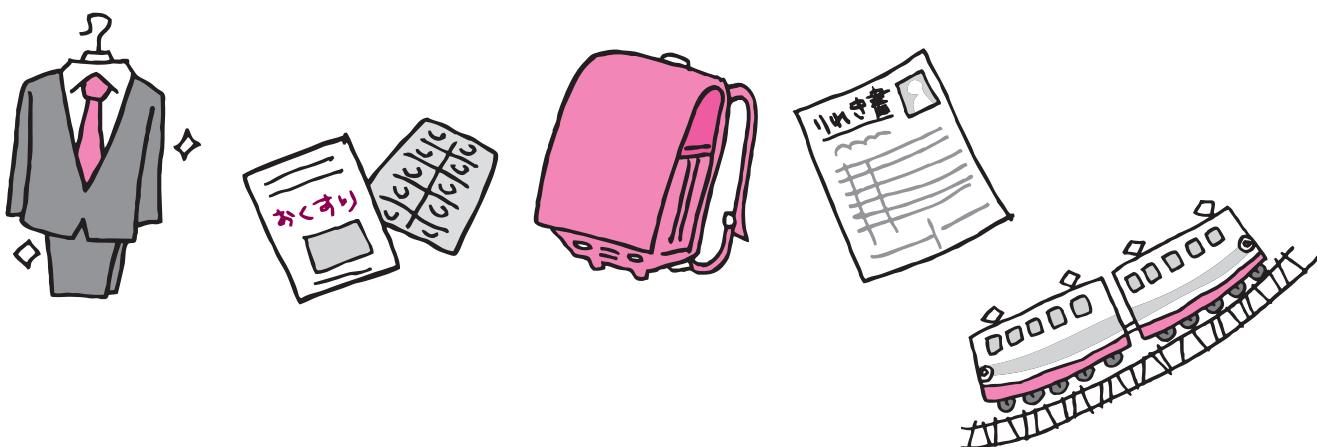
学級費・給食費・教材費・入学準備金等 高校生の就学費用 入学準備金、教材費、学級費、通学交通費、私立の場合の都立高校の授業料相当分(都立は免除)等

通院交通費

平成22年3月12日付で出された厚生労働省社会・援護局長名の通知に基づいて「経済的かつ合理的な経路及び交通手段について通院交通費(移送費)」が支給されます。

契約更新料

契約と同時になされる火災保険料・保証料も含みます。



生活保護は権利です

制度をきちんと
知って、正しく使おう

最低生活費を計算してみましょう

2013年8月1日から生活保護の基準が見直され、扶助費が引き下げられました。同時に計算方法も大幅に変更されとても複雑になっています。ここでは、生活保護の基準となる生活扶助費について、計算してみましょう。(2013年8月時点での金額になります)

- ① あなたの住んでいる地域の「級地」を確認してください。



東京の級地	
1級地—1	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稻城市、西東京市
1級地—2	青梅市、武蔵村山市
2級地—1	羽村市、あきる野市、瑞穂町
3級地—1	日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

- ② あなたも含め同居の方の名前と満年齢を記入し、「家族人数」欄に人数を記入します。

※この計算書は生活扶助基準(月額)のみ計算しています。各種加算や他の扶助費については除いていますので、実際の支給金額とは異なります。		Aの項目の計算欄	Bの項目の計算欄
家族名	満年齢	第1類(基準額①)	第1類(基準額②)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
家族人数→			
第1類の小計		円	円
「第1類の小計」額に遞減率を乗じた金額	(1)	円	(3)
第2類の基準額	(2)	円	(4)
小計〈Aは(1)+(2)〉〈(5)は(3)+(4)〉	A	円	(5)
(Aの金額) × 0.9		(6)	円
(5)の金額と(6)の金額の大きい方		B	円
(Aの金額) × 2/3		(7)	円
(Bの金額) × 1/3		(8)	円
(7)+(8)あなたの生活扶助基準額(月額)(10円未満は切り上げてください)			円
11月～3月の冬季加算額を「Cの項目」で自宅の級地欄と家族人数に合致する金額		(9)	円

- ③ 生活扶助費は「第1類」「第2類」の2種類からなっていますが、今年から3年間かけて段階的に引き下げていくために第1類、第2類ともに「Aの項目」「Bの項目」が設けられましたので、次ページの一覧表を見ながら金額を計算します。

- ④ 「Aの項目」を計算します。第1類の基準額①の表を参照し、あなたのお住いの級地と年齢区分の一致する金額を家族一人ずつ記入し、その合計額をAの項目の計算欄の「第1類の小計」欄に記入します。次に「第1類の基準額①に対する遞減率(ていげんりつ)」表からあなたの家族人数にあてはまる率を「第1類の小計」額にかけたものを(1)に記入します。次に「第2類の基準額①」の表を参照し、あなたのお住いの級地と人員区分の一致する金額を(2)に記入し、(1)+(2)の合計額をA欄に記入します。

A の項目

第1類の基準額①				
年齢区分	1級地—1	1級地—2	2級地—1	3級地—1
0~2歳	20,900円	19,960円	19,020円	17,140円
3~5歳	26,350円	25,160円	23,980円	21,610円
6~11歳	34,070円	32,540円	31,000円	27,940円
12~19歳	42,080円	40,190円	38,290円	34,510円
20~40歳	40,270円	38,460円	36,650円	33,020円
41~59歳	38,180円	36,460円	34,740円	31,310円
60~69歳	36,100円	34,480円	32,850円	29,600円
70歳以上	32,340円	31,120円	29,430円	26,520円

第2類の基準額①				
人員区分	1級地—1	1級地—2	2級地—1	3級地—1
1人	43,430円	41,480円	39,520円	35,610円
2人	48,070円	45,910円	43,740円	39,420円
3人	53,290円	50,890円	48,490円	43,700円
4人	55,160円	52,680円	50,200円	45,230円
5人	55,600円	53,120円	50,600円	45,590円
6人	56,040円	53,560円	51,000円	45,950円
7人	56,480円	54,000円	51,400円	46,310円
8人	56,920円	54,440円	51,800円	46,670円
9人	57,360円	54,880円	52,200円	47,030円
10人以上	440円	440円	400円	360円

第1類の基準額①に対する遞減率

世帯員別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

- ⑤ 「Bの項目」を計算します。第1類の基準額②の表を参照し、あなたのお住いの級地と年齢区分の一致する金額を家族一人ずつ記入し、その合計額をBの項目の計算欄の「第1類の小計」欄に記入します。次に「第1類基準額②に対する遞減率(ていげんりつ)」表からあなたの家族人数にあてはまる率を「第1類の小計」額にかけたものを(3)に記入します。次に「第2類の基準額②」の表を参照し、あなたのお住いの級地と人員区分の一致する金額を(4)に記入し、(3)+(4)の合計額を(5)に記入します。次にAの金額に0.9をかけた金額を(6)に記入し、(5)と(6)で金額の大きい方の金額をBに記入します。

B の項目

第1類の基準額②				
年齢区分	1級地—1	1級地—2	2級地—1	3級地—1
0~2歳	25,910円	24,800円	23,420円	21,860円
3~5歳	29,130円	27,880円	26,330円	24,580円
6~11歳	33,420円	31,990円	30,210円	28,190円
12~19歳	38,070円	36,440円	34,410円	32,110円
20~40歳	37,350円	35,750円	33,760円	31,510円
41~59歳	38,250円	36,610円	34,570円	32,270円
60~69歳	37,890円	36,270円	34,240円	31,960円
70歳以上	32,880円	31,470円	29,720円	27,740円

第2類の基準額②				
人員区分	1級地—1	1級地—2	2級地—1	3級地—1
1人	39,650円	37,950円	35,840円	33,450円
2人	48,770円	46,680円	44,080円	41,150円
3人	57,500円	55,030円	51,970円	48,510円
4人	59,880円	57,310円	54,120円	50,510円
5人	63,840円	61,110円	57,700円	53,860円
6人	67,410円	64,520円	60,930円	56,870円
7人	70,180円	67,180円	63,440円	59,210円
8人	72,960円	69,840円	65,940円	61,550円
9人	75,740円	72,490円	68,450円	63,890円
10人以上	2,780円	2,650円	2,510円	2,340円

第1類の基準額②に対する遞減率

世帯員別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

- ⑥ Aの金額の2/3を(7)に、Bの金額の1/3を(8)に記入します。(7)+(8)を計算して10円未満を切り上げた金額が月額の生活扶助費になります。(2014年3月まで)

C の項目

地区別冬季加算額（11月から3月まで）										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
1級地—1	3,040円	3,940円	4,690円	5,320円	5,520円	5,720円	5,910円	6,110円	6,310円	200円
1級地—2	2,900円	3,760円	4,490円	5,090円	5,280円	5,480円	5,680円	5,870円	6,070円	200円
2級地—1	2,770円	3,580円	4,270円	4,840円	5,020円	5,200円	5,370円	5,550円	5,730円	180円
3級地—1	2,490円	3,230円	3,850円	4,370円	4,530円	4,680円	4,840円	5,000円	5,160円	160円

Q&A

生活保護申請ギモン解決

Q

生活保護は
どんな場合に
利用できますか

A

国が定めている「最低生活費」以下の収入しかなく、手持金や預貯金などもわずかになり、今現在、生活に困窮している状況であれば誰でも生活保護制度を利用できます。働いていても収入が少なかつたり、年金でも最低生活費以下の収入しかない時利用できます。

Q

福祉事務所で保護を
断られたらあきらめる
しかありませんか

A

不当に追い返されている可能性もあるので、あきらめる必要はありません。申請権があるので、はっきり「生活保護の申請をしたい」と申請書を出してもらって申請しましょう。申請書を出してもらえない場合、自分でメモ用紙に記入して提出することもできます。

Q

申請のために必要なものにはありますか

A

保護申請は保護申請書さえあれば可能です。書類が揃わないと申請ができないということは間違います。ただ、要保護状態であることを明らかにするためと現在の状況を説明するために、下記の書類が一つでも用意できるなら持参すれば円滑に手続きが進みます。

- 住まい（アパート・寮等）の契約書、家賃通帳
- 不動産があれば、不動産登記簿謄本・登記済権利証・固定資産税の決定通知書
- 銀行等の預貯金の通帳（使っていない口座も含め記帳し、残高がわかるように）
- 公共料金（電気・ガス・水道・電話）の領収書
- 健康保険証
- 介護保険関係書類（介護保険証・介護保険料の決定通知）
- 年金関係の書類（年金手帳・年金裁定通知・年金振込み通知）
- 生命保険証書、簡易保険証書
- 手当の関係書類…児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、福祉手当、雇用保険の失業手当等の金額が分かるもの
- 給与の明細書（最近の3カ月分）
- 車やバイクの車検証

なお、働けないことを示すために「医師の診断書」を求めてくる所もありますが、必要があれば福祉事務所の費用で健診を受け、診断書も作ってもらいます。自分で診断書を用意する必要はありません。

Q

申請はどこにするのですか

A

住民票の有無に関係なく、今あなたが住んでいる場所（住所不定の方は現在いる場所）の福祉事務所や役所で申請できます。



Q

親族に連絡すると言われましたが、どういうことですか

A

生活保護を申請すると福祉事務所は、親や兄弟・子どもに「○○さんが生活保護の申請をしましたが、経済的な援助や精神的な援助ができますか?」と問い合わせをします。親や兄弟・子どもはできる範囲で援助すれば良いことになっており、金銭的に余裕がない場合や、これまでの経緯から関係が悪い場合は、援助を断ることができます。また問い合わせたら困ることになる親族については事前に申告しておきましょう。

Q

申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか

A

事情により即決定もありますが、申請からすみやかに決定するように要求しましょう。法律は遅くとも14日以内に決定することになっています。それまでの期間の「つなぎ資金」を制度化している自治体もありますので尋ねてみましょう。



Q

現金を持っていると生活保護は利用できないのですか

A

少額であれば問題ありません。現金や預貯金の合計が13ページの保護基準(最低生活費)以下であれば利用できます。

Q

収入があると生活保護は利用できませんか

A

収入があっても、最近の3ヶ月の平均収入が最低生活費以下であれば利用できます。また医療費や介護利用料がかかっている場合はその分も必要な最低生活費に加えて計算します。就労収入については、その全額が認定されるのではなく、控除される額があります。

Q

生命保険は解約しなくてはいけないのでですか

A

解約したときの返戻金が30万円以下で、保険料が最低生活費の15%以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険などについては解約して返戻金を生活費に当てることを求められます。

Q

学資保険を続けることはできますか

A

解約返戻金が50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し始めた後で新たに加入することもできます。

Q&A

生活保護申請ギモン解決

Q

野宿生活でも生活保護は利用できますか

A

今いる場所の福祉事務所で申請ができます。通常の生活費とは別に、アパート暮らしを始めるための敷金等(敷金・礼金・手数料・火災保険料・保証料)や布団代、家具什器費もできます。(11ページ参照)

Q

住むところがないと最初は施設に入りますか

A

本人の希望する場所で暮らすことができます。居宅生活ができると認められる場合には、施設を断って最初からアパート暮らしを始めることもできます。その場合、当面の居場所として、簡易宿所や宿泊所、カプセルホテル、サウナ、インターネットカフェ等が利用されており、その宿代についても扶助されます。

Q

リバースモーゲージってなんですか

A

厚生労働省の「要保護世帯向け長期生活支援資金制度」で、低所得の高齢者世帯のうちで、一定の住居用不動産を持ち、将来にわたってその住居に住み続けることを希望する場合に、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う制度です。

貸付限度額は、居住用不動産の評価額の70%程度で、貸付額は1ヵ月当たり30万円以内の額で、償還の担保措置として居住する不動産に根抵当権等が設定されます。

Q

住宅ローンが残っていても大丈夫ですか

A

原則として生活保護費で住宅ローンの支払いをすることはできません。例外的にローンの残金が少ない場合には支払いを認められる事があります。また住宅ローンが払えず家を手放さざるを得ない状態の場合も生活保護を利用できます。



Q

持ち家があるのですが生活保護は利用できますか

A

住むための家や活用している農地などは問題ありません。ただし資産価値が大きい(概ね3千万円程度)住居や土地は処分して生活費にすることを求められます。その場合も、保有が認められない不動産があるから保護できないのではなく、いったん生活保護を開始し、不動産が売却できた段階でそれまでに要した生活保護費(医療費も含む)を返還することになります。

Q

家賃が高いと生活保護は利用できないのですか

A

支給される家賃額に上限がありますが利用您的できます。ただ、保護が開始された後、低額な家賃の住居に転居するように指示されることがあります。その場合には、転居に必要な敷金等、住宅の構造が違うために購入が必要な家具什器の費用も支給されます。

Q

親族に居場所を知られない方法はありますか

A

虐待を受けた、DV被害にあったなどの場合は、連絡しないように福祉事務所に伝えれば、居場所を知られにくいようにしてもらえます。

Q

60歳未満だと生活保護は利用できないのでしょうか

A

生活保護に年齢制限はありません。ただ18歳～64歳は稼働年齢層として厳しい就労指導が行われています。就労の意思があって求職活動を行っている場合は問題ありません。



Q

外国籍でも生活保護を利用することはできますか

A

外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなど定住性のあるビザを持っている場合に生活保護を利用することができます。申請は外国人登録のある場所の福祉事務所に行います。



Q

自動車やバイクは持てないのでですか

A

自動車は保有も運転も原則として制限されているのが現状です。仕事、通院で自動車や原動機付自転車を使っている場合は認められることがあります。あきらめないで申請しましょう。

A

借金がありますが生活保護は利用できますか

利用できます。ただし、保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、法テラス（法的トラブル解決窓口）などを利用し、法律家に相談して任意整理や自己破産などで借金を整理しましょう。

借金の整理については
相談窓口法テラス

TEL 0570-078374

（平日 9:00～21:00）

（土曜日 9:00～17:00）

にご相談ください。

保 護 申 請 書

福祉事務所長 様

年 月 日

(申請者・要(被)保護者) 住所 丁目 番 号 荘・方

氏名 (印) 電話()

(来所者が本人でない場合) 住所

氏名 (印) 電話

要(被)保護者との続柄

生活保護法による保護を次のとおり申請します。

1 保護を受けたい理由

2 家族の状況(同居している者) *

続柄	氏 名	性別	生年月日	年齢	職業・学校	学歴	健康状態
世帯主		男・女	・・				
		男・女	・・				
		男・女	・・				
		男・女	・・				
		男・女	・・				

3 親兄弟、親族、その他援助者の状況(同居していない者) *

続柄	氏 名	年齢	職 業	住 所 (電 話)

(収入及び資産の状況は、別紙に記入してください。)

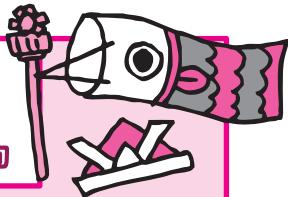
*保護開始後この様式を使用する際、2・3・収入などの状況については必要に応じて記入

都営住宅への入居

1 募集は年4回あります

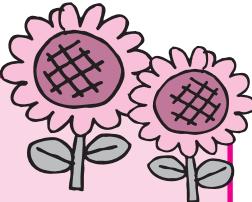
パンフレット（申込書含む）が役所や出張所に置いてあります（無料）。

5月
上旬



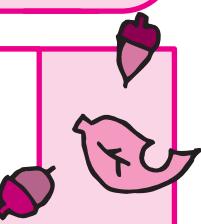
- ①一般募集住宅
- ②若年ファミリー向け
- ③多子世帯向け

8月
上旬



- ①ポイント方式による募集（家族向けのみ）
- ②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア
- ③事業再建者向け定期使用住宅

11月
上旬



- ①一般募集住宅
- ②若年ファミリー向け
- ③多子世帯向け

2月
上旬



- ①ポイント方式による募集（家族向けのみ）
- ②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア
- ③事業再建者向け定期使用住宅

2 募集には「一般募集」と 「地元募集」があります

「都営住宅空き家募集」には、一般募集のほか、「地元募集」という区市町村の地元住民に限定した募集があります。自治体の広報に気を付けていてください。（募集は不定期です）

また、「都営住宅直接受付」という「病死等で発見が遅れた住宅および自殺等があった住宅」について7月中旬、10月中旬、1月中旬の年3回募集が行われています。（特定住宅、事故住宅などと表現します）前月の末に問い合わせすれば日程がわかります。

3 都営住宅の入居資格は 年間所得で決められています

都営住宅入居資格収入基準表

単身者で月額 158,000 円以下、年収で 1,896,000 円以下の方が対象となります。

世帯人員	総所得金額		
	特別低所得	一般世帯	障がい者等世帯
	(65,000 円以下)	(158,000 円以下)	(214,000 円以下)
1人		~1,896,000 円	~2,568,000 円
2人	~1,160,000 円	~2,276,000 円	~2,948,000 円
3人	~1,540,000 円	~2,656,000 円	~3,328,000 円
4人	~1,920,000 円	~3,036,000 円	~3,708,000 円
5人	~2,300,000 円	~3,416,000 円	~4,088,000 円
6人	~2,680,000 円	~3,796,000 円	~4,468,000 円

※()内の金額は、公営住宅法に基づく収入基準月額。

※収入と所得の違いは21ページを参照してください

収入と所得は違います

国民健康保険や介護保険などの社会保険の保険料や就学援助、生活保護などの福祉制度の判定や減免の基準に用いられるのが「本人所得」「世帯所得」などの所得です。では、「収入」と「所得」の違いは?知らないとせっかくある公的制度を利用できません。

収入とは

「収入」とは、文字どおり1年間(1月~12月)に得た金額のことです。サラリーマンであれば月々の給料やボーナスなどで税金や保険料などを天引きする前の金額(源泉徴収票の『支払金額』欄の額)。自営業なら、年間の総売上げが収入になります。年金生活者は年金総額が「収入」になります。

所得とは

「所得」とは、収入から必要経費(自営業者なら必要経費、年金収入なら公的年金控除、給与収入なら給与所得控除)を差し引いた額です。税金は「収入税」ではなく「所得税」であることからも分かるように、税金は所得にかかります。

収入が少なくても 住民税の申告をしましょう

国民健康保険料(税)や一部負担金などの軽減の判定は、「本人所得」「世帯所得」などが基準になります。住民税の申告をすることで自治体は所得の把握をしますので、収入の有無にかかわらず必ず住民税の申告をしましょう。

国民健康保険料(税) の軽減について



医療費控除



所得が一定基準以下の世帯は、国保料(税)の均等割額が所得額に応じて、自動的に軽減されます。

ただし、世帯主及び国保加入者全員の所得が確定しないと基準以下の所得でも軽減の対象になりませんので、所得の有無にかかわらず全員が住民税の申告をしましょう。

納税者本人と家族の1年間(1月~12月)の医療費総額から「10万円」か「所得の5%」のどちらか少ない方の額を差し引いた金額が控除できます。(控除限度額は200万円)ただし、生命保険などの給付金がでている場合はその給付金額を差し引いて計算します。同一生計の親族(扶養家族でなくてもよい)のために支払った医療費も対象になります。年末調整されている人も確定申告できます。

所得が判定基準になる各種制度

本人所得、世帯所得が判定基準になる各種制度（1）

保険料負担関係			
①医療・介護・年金	保険料負担軽減措置	軽減基準	
国民健康保険	応益割 (均等割・平等割) 部分の軽減	2割軽減	所得33万円+（35万円×世帯に属する被保険者数）以下
		5割軽減	所得33万円+（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下
		7割軽減	所得33万円以下
健康保険	なし		
後期高齢者 医療制度	応益割 (均等割・平等割) 部分の軽減	2割軽減	所得33万円+（35万円×世帯に属する被保険者数）以下
		5割軽減	所得33万円+（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下
		8.5割軽減	所得33万円以下（年金収入168万円以下）
		9割軽減	所得33万円以下で年金収入80万円以下（その他の所得が無い）
		応能割	5割軽減
介護保険制度	保険料軽減	第4段階 (基準)	基準額×1.0 区市町村民税世帯課税、本人非課税
		第3段階	基準額×0.75 区市町村民税世帯非課税で、第1、2段階に該当しない者合計所得金額+公的年金等収入金額が年80万円以上
		第2段階	基準額×0.5 区市町村民税世帯非課税で、合計所得金額+公的年金等収入金額が年80万円以下
			基準額×0.5 区市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者生活保護受給者
国民年金 (1号被保険者)	(法定免除) 障害年金受給者、生活保護受給者等について、保険料を全額免除	(申請免除)	1/4免除 所得税非課税所得+120万円
			1/2免除 所得税非課税所得+80万円
			3/4免除 所得税非課税所得+40万円
			全額免除 区市町村民税非課税世帯に準拠
厚生年金	なし		

本人所得、世帯所得が判定基準になる各種制度（2）

区分		主な制度の例
I	○市町村民税非課税のみ	なし
II	○市町村民税世帯非課税ラインを基準に、その前後を細分化する制度	
	①市町村民税世帯非課税 ②①かつ公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等に対する軽減措置	○高額療養費制度 ○高額介護サービス費 ○介護保険（保険料）の軽減措置
III	①市町村民税世帯非課税 ②市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が16万円（18歳未満の者にあっては28万円）未満の者（通所サービスを利用の場合）	○障害者自立支援制度
	○市町村民税世帯非課税と所得税非課税の区分の併用を基本とする制度	○国民年金保険料の免除措置 ○保育所の係る費用徴収
IV	○独自の基準を用いている制度	○国民健康保険（保険料）の軽減措置 ○後期高齢者医療（保険料）の軽減措置
V	○生活保護基準を参照しているもの	○国民健康保険の保険料・一部負担減免 ○介護保険給付の特例減免 ○就学援助制度（準要保護） ○小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童養育給付事業など ○市町村民税非課税限度額

お金がなくて国保に入れない、

1 資格証明書なので病院に行けない

平成21年1月、政府は、小池晃参院議員(共産党)の質問主意書に対し「経済的に困窮し医療の必要を訴える人は、大人にも短期保険証を交付する」(内閣参質171第5号平成21年1月20日)旨を表明。その立場を周知する事務連絡も出しました。さらに、平成22年3月の参院予算委員会で、長妻厚労相(当時)は、資格証明書について、「払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応」と答弁しています。

2 子どもには保険証を交付する

平成20年10月国会で、資格証明書世帯の子どもに無条件に短期保険証を交付する法律が成立しました。その後も「親が納付相談に来ないかぎり、子どもの短期保険証は渡さない」などの対応をする自治体があるため、厚労省は平成21年12月16日、すみやかに短期保険証を届けるよう自治体に求める通達を再度出しました。(平成21年12月16日・保国発1216第1号)

3 無保険だった人が国保に加入しようとするとき

リストラなどで被用者保険(協会けんぽなど)を喪失して、時間がたってから国民健康保険に加入しようとする場合、窓口で未加入期間の国保料(税)を請求され、「支払わないと国保に加入できない」と思って国保加入をあきらめていませんか? 平成25年5月21日の参議院厚労委員会で田村智子参院議員(共産党)の質問に対して厚生労働省保険局長は「保険料を支払っていらっしゃらなかつたということでこの法律上認められております国保の被保険者資格の取得ということが妨げられるということは法律上ありません」「まずもって無保険状態でない、保険証を使える状態になっていただく」と答弁しています。つまり、国保に加入して保険証を手にしてから未加入期間の国保料(税)の支払い相談をすればいいのです。

4 医療費一部負担金・保険料の減免等

国民健康保険の場合、国民健康保険法で一部負担金の減免及び「徴収猶予」があります。災害・事業の休廃止・失業・生活困難などの場合、区市町村の国保課(係)へ申請します。

① 生活福祉資金 … 対象者と所得制限はありますが、「低所得世帯や障害者、高齢者」へ一時貸付。

申込先は、民生委員又は区市町村の社会福祉協議会。

② 窓口負担率の軽減 … 住民税の課税標準額145万円以上の高齢者に3割負担の受給者証が交付されます。

しかし、70歳以上の「一部負担割合」が年収により3割の方が1割負担や負担上限が下がります。軽減の対象者は、単身世帯や2人世帯の年収によって異なります。なお、年収は高齢者(原則70歳以上)のみの収入で計算されます。

治療を受けられない

5 倒産・解雇・雇い止め、などで職を失った失業者(非自発的失業者)に対する国民健康保険料(税)の軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなど会社都合によって離職した場合、国民健康保険料(税)が軽減されます。
必ず申請しましょう。

- ① 国保料(税)の計算の基になる前年の給与所得を30/100とみなして計算します。
- ② 軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までです。
- ③ 軽減の対象になる方は、離職日時点で65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記に該当する方
離職理由コード=11、12、21、22、23、31、32、33、34
- ④ 軽減対象は非自発的失業者本人のみです。

6 東京都大気汚染医療費助成制度の概要

① 対象疾病

助成の対象となる疾病は、気管支ぜん息及び続発症(18歳未満の方は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症)です。

② 医療費助成の対象者

次の要件をすべて満たす人が助成対象者になります。

1. 現に対象疾病にかかっている方
2. 東京都内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上住所を有する方
3. 健康保険等に加入している方
4. 喫煙をしていない方

③ 医療費の助成

医療券に記載された疾病の通院や入院医療費のうち、保険適用後の自己負担分が助成されます。

④ 申請受付、手続き

お住まいの区市町村の窓口へ申請してください。

7 無料・低額診療の活用

無料・低額診療事業とは、低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料・低額診療の対象と説明しています

無料・低額診療実施医療機関一覧はP25をごらんください。



無料・低額診療実施医療機関一覧

施設名	電話番号	郵便番号	所在地
三井記念病院	03-3862-9111	101-8643	千代田区神田和泉町1
愛育病院	03-3473-8321	106-0047	港区南麻布5-6-8
東京都済生会中央病院	03-3451-8211	108-0073	港区三田1-4-17
東京掖済会クリニック	03-3452-8251	108-0023	港区芝浦3-2-28
聖母病院	03-3951-1111	161-8521	新宿区中落合2-5-1
浅草寺病院	03-3841-3330	111-0032	台東区浅草2-30-17
賛育会病院	03-3622-9191	130-0012	墨田区太平3-20-2
同愛記念病院	03-3625-6381	130-0015	墨田区横網2-1-11
東京都済生会向島病院	03-3610-3651	131-0041	墨田区八広1-5-10
あそか病院	03-3632-0290	135-0002	江東区住吉1-18-1
社会福祉法人恩賜財団慶福育児会目黒診療所	03-3715-3850	153-0063	目黒区目黒4-4-7
○大田病院附属大森中診療所	03-6404-2301	143-0014	大田区大森中1-22-2
○大田歯科	03-3762-0418	143-0012	大田区大森東4-3-11
○大田病院	03-3762-8421	143-0012	大田区大森東4-4-14
児玉経堂病院	03-3420-1028	156-0052	世田谷区経堂2-5-21
有隣病院	03-3482-3611	156-0055	世田谷区船橋2-15-38
久我山病院	03-3309-1111	157-0061	世田谷区北烏山2-14-20
東京都済生会渋谷診療所	03-3407-0895	150-0002	渋谷区渋谷3-2-3帝都青山ビル2階
○代々木病院	03-3404-7661	151-8556	渋谷区千駄ヶ谷1-30-7
中野江古田病院	03-3387-7321	165-0022	中野区江古田4-19-9
武蔵野療園病院	03-3389-5511	165-0022	中野区江古田2-24-11
救世軍ブース記念病院	03-3381-7236	166-0012	杉並区和田1-40-5
浴風会病院	03-3332-6511	168-0071	杉並区高井戸西1-12-1
滝野川病院	03-3910-6336	114-0023	北区滝野川2-32-12
日暮里上宮病院	03-3891-5291	116-0014	荒川区東日暮里2-29-8
上智クリニック	03-3892-4514	116-0001	荒川区町屋4-9-10
板橋区医師会病院	03-3975-8151	175-0082	板橋区高島平3-12-6
勝楽堂病院	03-3881-0137	120-0032	足立区千住柳町5-1
東京都済生会葛飾診療所	03-3691-0670	124-0012	葛飾区立石8-41-8
江戸川病院	03-3673-1221	133-0052	江戸川区東小岩2-24-18
メディカルプラザ江戸川	03-3673-1566	133-0052	江戸川区東小岩2-6-1
仁和会総合病院	042-644-3711	192-0046	八王子市明神町4-8-1
○立川相互病院	042-525-2585	190-8578	立川市錦町1-16-15
○相互歯科	042-525-6480	190-0022	立川市錦町1-17-10健生会歯科ビル
○立川相互ふれあいクリニック	042-524-1371	190-0022	立川市錦町1-23-4
昭島病院	042-546-3111	196-0022	昭島市中神町1260
総合病院桜町病院	042-383-4111	184-8511	小金井市桜町1-2-20
多摩済生病院	042-341-1611	187-0041	小平市美園町3-11-1
社会福祉法人黎明会南台病院	042-341-7111	187-0032	小平市小川町1-485
東京白十字病院	042-391-6111	189-0021	東村山市諏訪町2-26-1
緑風荘病院	042-392-1101	189-0012	東村山市萩山町3-31-1
国分寺病院	042-322-0123	185-0014	国分寺市東恋ヶ窪4-2-2
ベトナムの園病院	042-491-2525	204-0024	清瀬市梅園3-14-72
清瀬リハビリテーション病院	042-493-6111	204-0023	清瀬市竹丘3-3-33
信愛病院	042-491-3211	204-0024	清瀬市梅園2-5-9
救世軍清瀬病院	042-491-1411	204-0023	清瀬市竹丘1-17-9
桜ヶ丘記念病院	042-375-6311	206-0021	多摩市連光寺1-1-1

○印は東京民医連加盟

※東京都福祉保健局HPより作成

国保制度の改善につながる 政府の通達・通知・答弁書等

(平成20年10月～平成22年4月)

- 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」(平成20年10月30日)
 - 資格証明書発行に際しての「特別な事情」の把握の徹底
 - 子どものいる滞納世帯への短期保険証発行
- 「国保法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」(平成21年3月3日)
 - 滞納世帯の子どもに対する6ヶ月の短期保険証のすみやかな発行
- 「離職者に係る保険料の減免の推進について」(平成21年4月14日)
 - 離職によって国保加入となった人への保険料(税)減免の推進
 - 保険料(税)減免をおこなった自治体に対する国庫補助
- 「新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」(平成21年5月18日)
 - 発熱外来を受診した資格証明書世帯員の窓口負担は、保険証世帯と同様にする
- 「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」
(平成21年5月20日)
 - 後期高齢者保険料の滞納について、きめ細かな対応を指示
- 「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」(平成21年7月1日)
 - 生活困窮の被保険者に、国保法第44条による窓口負担の減免制度の運用を
 - 保険料や窓口負担の減免が適用された被保険者に対する生活保護適用の推進
 - 窓口負担減免、生活保護適用、無料・低額診療事業の連携推進
 - 窓口負担減免を推進するためモデル事業を実施
- 「新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて」(平成21年9月25日)
 - 「特別な事情」の把握抜きに資格証明書を出さないよう再度徹底
- 「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行について」(平成22年3月31日)
 - 非自発的失業者の保険料軽減、高額療養費の所得区分の特例
 - 応益割の比率にかかわらず「7・5・2割減額」を可能とする旨の通知
- 「市町村に対する国民健康保険の指導について(注意喚起)」(平成22年4月6日)
 - 小池晃議員の質問を受け、国保料(税)の条例減免については自治体の自主性を尊重し、国が介入してはならない旨を明記

介護が必要な時は

1 介護保険は40歳以上の人人が加入者です

65歳以上の人人は「第1号被保険者」

介護サービスを利用できるのは原因を問わず
「介護が必要であると認定された」人

40歳～64歳の人は「第2号被保険者」

介護サービスを利用できるのは「老化が原因とされる病気(特定疾患:16疾病が指定)により介護が必要であると認定された人

2 介護サービスの利用のしかた

介護(介護予防)サービスを利用するためには、区市町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されなければなりません。窓口に申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになっています。



更新

認定の有効期間は原則として6ヶ月です。引き続きサービスの利用を希望する場合には、有効期間終了前に更新の申請をしてください。

*有効期間内に大きな状態の変化がある場合は、認定申請もしくは区分変更申請をすることができます。

サービスを利用する



介護サービス(介護予防サービス)を行う提供事業者と契約を結び、ケアプラン(介護予防ケアプラン)にもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割が利用者負担となります。

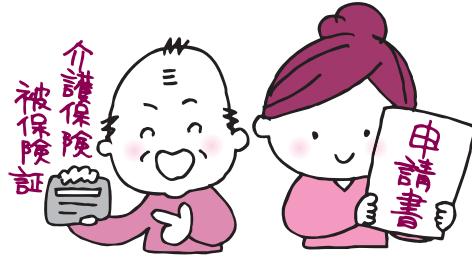
ケアプラン(介護予防ケアプラン)を作る



どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプラン(介護予防ケアプラン)を作ります。

利用できるサービス

- 介護予防サービスを利用
要支援1・2の人は介護保険の予防給付が利用できます。
- 介護サービスを利用
要介護1～5の人は介護保険の介護給付が利用できます。
- 地域支援事業の介護予防事業を利用
非該当の人は区市町村が行う地域支援事業の介護予防事業が利用できます。



3 介護サービスを利用するためにはまず申請を (申請には主治医の記入を)

- ① 65歳以上の方は申請書と介護保険被保険証をお住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」、地域福祉課、介護保険課へ
- ② 40歳～64歳の人は申請書と健康保険被保険証を地域福祉課、介護保険課へ

4 認定結果が出るまでの間も 介護サービスを利用することができます

その場合は「暫定ケアプラン」を作成して区市町村に届けられます。原則として1割の利用料負担でサービスを受けることができます。

5 要介護認定の有効期間(6ヶ月)に 心身の状況が悪化した時は

区市町村の窓口(地域福祉課介護保険担当、介護保険課)へ区分変更の申請をしてください。

6 要介護認定を受けたあとに他区市町村に 引っ越すとき

原則として引っ越し先でも同じサービスが受けられます。「受給資格証明書」を引っ越し先に提示してください。(住所を移動してから14日以内)なお、引っ越し先に同じサービスが無い場合がありますから注意してください。

7 認定結果に納得できない時は「再申請」ができます

区市町村の窓口に相談してください。調査結果をみせてもらい、事実と異なることや、結果が不服の時は再申請をします。それでも結果が不服の時は60日以内に「不服審査請求」を行うこともできます。

DV・虐待被害にあった

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談

1 東京都女性相談センター

東京都女性相談センターは、女性からのさまざまな相談に応じています。同時に、配偶者からの暴力で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターもあります。緊急の保護や自立のために支援が必要な女性の相談を受けています。

1 23区にお住まいの方

電話相談

03-5261-3110

月曜日から金曜日の午前9時から午後8時
(ただし年末年始、祝日を除く)

2 多摩地区にお住まいの方

電話相談

042-522-4232

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時
(ただし年末年始、祝日を除く)

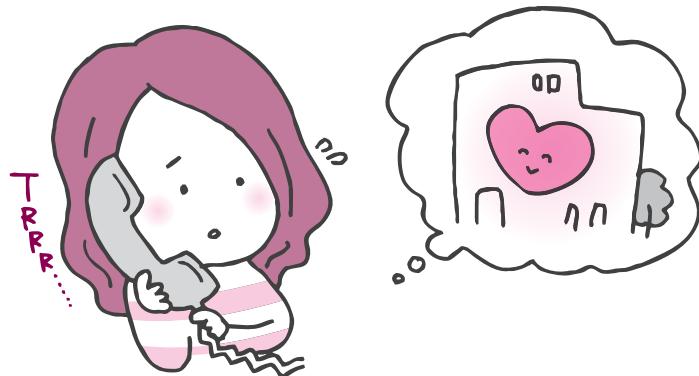
※来所の場合は上記に電話して予約する。

2 東京ウイメンズプラザ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく配偶者暴力支援センターとして、被害者からの相談に応じています。

電話相談 **03-5467-2455**

毎日午前9時から午後9時(年末年始を除く)



虐待に関する相談

1 「虐待を受けたと思われる子ども」や 「虐待の疑いがある家庭」を見つけたときの相談

- ① お住まいの区市町村を担当する子供家庭支援センター、相談専用等電話のある区市町村
(その他の区市町村は役所にお問い合わせください)

自治体名	名称	電話番号	自治体名	名称	電話番号&備考
中央区	虐待情報専用	03-3534-2228	板橋区	虐待相談専用	03-3579-2658
港区	虐待相談専用ダイヤル	03-6400-0092	練馬区	虐待相談専用フリーダイヤル	0120-248-551 (または03-3993-2066)
台東区	虐待相談専用	03-3875-1889	葛飾区	虐待通報相談専用(24時間365日)	03-3602-1389
墨田区	相談専用電話	03-5630-6677	江戸川区	児童虐待SOS	03-5662-5115
江東区	虐待ホットライン	03-3646-5481	立川市	虐待通告専用	042-528-4338
目黒区	虐待相談専用	03-5722-9743	調布市	虐待防止ホットライン	0120-087-358
大田区	虐待通報専用	03-5753-9924	小平市	虐待相談専用	042-347-3192
北区	虐待相談専用	03-3912-9668	日野市	児童虐待専用	042-599-5454

※受付日、時間は区市町村によって違いますのでお問い合わせください

話してみなよ 東京子供ネット

フリーダイヤル **0120-874-374**

※携帯電話からも相談できます。

はなしてみなよ
月曜日から金曜日 午前9時から午後9時
土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後5時
(12月29日から1月3日を除く)

- ② お住まいの区市町村を担当する児童相談所

2 夜間、土曜日・日曜日、祝日の虐待等、緊急性のある相談

東京都児童相談センター

電話番号 **03-5937-2330**

夜間、土曜日・日曜日、祝日(年末年始を含む)

3 管轄の児童相談所がわからないとき

児童相談所全国共通ダイヤル

電話番号 **0570-064-000**

※発信された電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄する児童相談所に転送します。

東京社保協のネットワーク 各種相談窓口

労働問題全般の相談

東京地評・東京労働相談センター
フリーダイヤル.0120-378-060

若者のための 労働相談・生活相談

首都圏青年ユニオン
Tel.03-5395-5359

無料職業紹介 (再就職支援セミナーなど) 求職者・失業者の悩み相談)

NPO法人働きたいみんなのネットワーク
Tel.03-3943-6461

東京都内の開業医が 加盟する団体

東京保険医協会
Tel.03-5339-3601

生活保護、福祉の相談

東京都生活と健康を守る会連合会
Tel.03-5960-0266

年金の相談

年金者組合東京都本部
Tel.03-3986-8566

子育て、福祉、生活などの相談

新日本婦人の会東京都本部
Tel.03-5981-8675

教育、子育ての相談

東京総合教育センター教育相談室
Tel.03-3230-1063

中小業者の商売・営業・税金・ 融資・健康保険などの相談

東京商工団体連合会
Tel.03-5692-5081

住まいの各種相談、 建設職人・親方の組合

東京土建一般労働組合
Tel.03-5332-3971

障害者問題全般の相談

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会
Tel.03-3207-5636

医療・介護の相談

東京民主医療機関連合会
Tel.03-5978-2741

労働問題全般の相談

CU東京
Tel.03-3946-9277

福祉、保育の相談

福祉保育労東京地本
Tel.03-5687-2967

ブラック企業の通報と 対策の相談

ブラック企業被害対策弁護団
Tel.03-3379-6770 (月曜~土曜 10:00 ~ 17:00)

様々な制度がある
ことを多くの住民は
知りません。
ぜひこの一冊をつかって
お知らせしましょう。

発行

東京の社会保障運動の
センターです

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33-10 東京労働会館6F

TEL 03-5395-3165 FAX 03-3946-6823

発行 2013年11月 頒価 100円

東京社保協

検索